

豆の販売収入の合計額が、標準的収入より下がった場合、その9割を補填する対策です。加入するには、認定農業者、集落営農組織となり、拠出金も伴います。また、26年産米に限り特別措置として、経営所得安定対策(旧戸別所得補償)に加入している方も、標準的収入より下がった場合、国費相当の1/2の補填があります。なお、交付を受けるには、出荷・販売の証明書が必要となりますので、大切に保管下さいませようお願いします。不明な点は営農企画課へお問い合わせ下さい。

**Q** 5年後、転作(減反)が廃止



されますが、当JAでは廃止後の方向性などを考えているのでしょうか。

**A** 今後の政策を見極めて対応いたします。また、米依存の割合を抑えて、複合経営の推進に取り組みます。

**Q** 米の概算金が大幅に下落しますが、秋の精算と生活費に困る農家が多く発生すると思います。そのような農家に対して行政やJAは支援策を考えているのでしょうか。

**A** JAの独自支援として、肥料・農薬等の精算日延長を実施しますので、広報等でご確認願います。

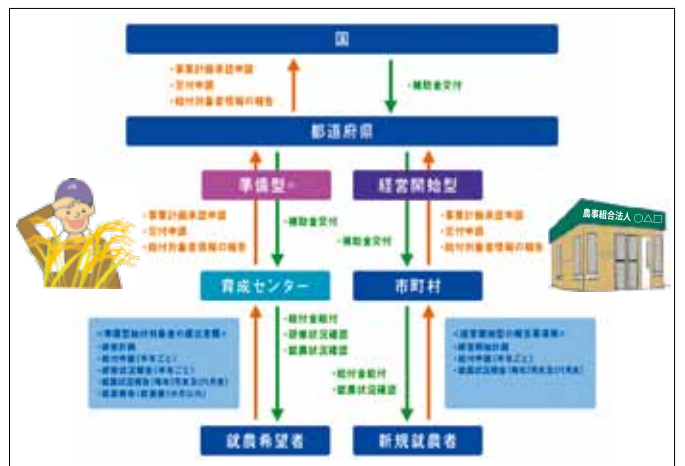
また、支援資金等についても検討しておりますので、決定後、お知らせします。

**Q** 米の精算書に消費税は記載できないのでしょうか。

**A** 米の精算書については、米概算金が税込みとなっているためシステム上は消費税が記載されません。消費税表示については、今後、全農、秋田県農協電算センターと検討してまいります。

**Q** 若い人も農業をやりたくなるような環境にできないのでしょうか。

**A** 青年就農給付金(経営開始型、準備型)を受ける事業(年間



150万円の給付)や、法人側に対しての農の雇用事業がありますので、ご相談下さい。

**Q** JAの組織改革について教えてください。また、当JAはどのように考えておりますか。

**A** 「農協改革」では、今後5年間を改革集中期間として、国の考え方に即した自己改革を実行するよう求められており、「JAの信用事業の代理店化」「全農の株式会社化」「中央会制度の見直し」「組合員のあり方(准組合員)」「JAの理事会のあり方」が示されており、JAは、「食と農を基軸に地域に根ざした協同組合とし

て、総合事業を通じた農業者の所得向上と組合員・地域住民への多様なサービス提供」を基本に活動を行ってまいりました。この活動を基本に、より組合員の皆様に必要なとされる組織になるべく、自己改革に向けた議論を加速し、JAグループ一体となって「農協改革」へ対応してまいります。

**Q** トラクターの自動車共済に加入した場合、私道や圃場で家族などに傷害を負わせた時、共済金支払の対象となりますか。

**A** 対人賠償では運転手本人、運転手の同居の家族(父母、配偶者、子)に対しては共済金は支払いたしません。但し、人身傷害保障を付帯している場合は、共済金の支払いの対象となります。詳細につきましては、共済課へお問い合わせ下さい。

**Q** 秋田県の稲の新品種開発はどのようになっておりますか。他県に比べて劣っているような気がしませんか。

**A** 県中央会を通じて、秋田県には、コシヒカリを超える良食味米の品種開発をお願いしています。秋田県からは、食味に軸足を置いた交配・選抜し、できるだけ早い極良食味米品種を目指すとしております。